

令和3年度福岡県性暴力対策会議議事要旨

1 日時

令和3年11月29日(月) 10時30分～11時15分(オンライン会議)

2 出席者

参考資料3「令和3年度福岡県性暴力対策会議委員名簿」のとおり

3 議事概要(●は委員からの質問・意見、◎は座長の発言、→は事務局からの回答)

(1) 議題1「条例に基づく具体的施策の実施状況について」

○ 資料1「性暴力根絶条例に基づく具体的施策の実施状況について」と資料1別紙「性暴力対策アドバイザー派遣事業アンケート概要(令和2年度派遣分)」により、事務局から説明を行った。

○ 委員により、以下の議論が行われた。

(福岡県における性犯罪の現状について)

● 性犯罪の認知件数について、男女別や年齢別など、被害の傾向を出してほしい。対策会議として、今後、どこを重点的に取り組むべきか、どの年代にどういった対策を打つべきかを検討するためには、まずは現状把握をしっかりする必要はある。

→ 令和2年の性犯罪(強制性交等、強制わいせつ)被害者の年代別、性別ごとの状況

年代別: 10歳代、20歳代の被害が全体の約7割を占める。

性別: 被害者の大多数は女性。

(性暴力加害者の医療費の公費支出について)

● 性暴力加害者相談窓口での支援状況について、医療費の公費支出の実績がないが、相談者が医療に繋がっていない理由を教えてほしい。

→ 窓口では、カウンセラーによるカウンセリングを実施するとともに、定期的にスーパーバイザーによる支援内容の検討を行っており、現在までに、公費支出により精神科受診に繋がると判断したケースは出ていない。

(2) 議題2「性暴力対策アドバイザー派遣制度に関する専門委員会(仮称)の設置について」

○ 資料2「福岡県性暴力対策アドバイザー派遣制度に関する専門委員会(仮称)の設置について」により、事務局から説明を行い、専門委員会の設置について承認された。

(3) 全体を通しての意見

● 性暴力根絶条例の附則では、施行後3年を目途に見直しを行うとされている。

現在、国において法制審議会（刑事法（性犯罪関係）部会）が開催されており、今後、法律が改正された場合には、法律の条文の建付けが変わる可能性もあるので、条例の改正についての検討をお願いしたい。

また、性暴力根絶条例の条文では、「二次的被害」、「二次的加害行為」という言葉があるが、「二次被害」という言葉が適切であり、県の広報啓発でも「二次被害」で統一されているため、「的」の削除を検討してほしい。

福岡県下では、性暴力根絶条例に基づき活発な教育・啓発活動が行われ、様々な要望が現場から上がっている可能性がある。そういった現場の要望で条例の見直しが必要になる場合には、性暴力根絶対策の更なる充実のために、条例改正を検討してほしい。

- ◎ 現状を適切に把握し、対応を検討していく必要がある。

県における性暴力根絶に向けた取組がより一層推進されるよう、委員の皆様には引き続き御協力をお願いする。